

相続税(令和3年度版) 正誤表

表番号	5-1 申告・課税状況 (1)申告・課税状況
正	<p>調査対象等: 「申告状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和4年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。</p> <p>「課税状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和4年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。</p> <p>(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。</p>
誤	<p>調査対象等: 「申告状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、令和4年10月31日までの申告(申告期限が令和4年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。)<u>又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。</u></p> <p>「課税状況」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和4年10月31日までの申告(申告期限が令和4年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。)<u>又は処理(更正、決定等)による事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。</u></p> <p>(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。</p>

下線分が修正箇所である。